

# 住宅地区改良事業

## 1. 目的

不良住宅が密集する既存の住宅市街地の環境の改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を建設し、もって公共の福祉に寄与する。

## 2. 根拠

住宅地区改良法  
(昭和35年法律第84号)

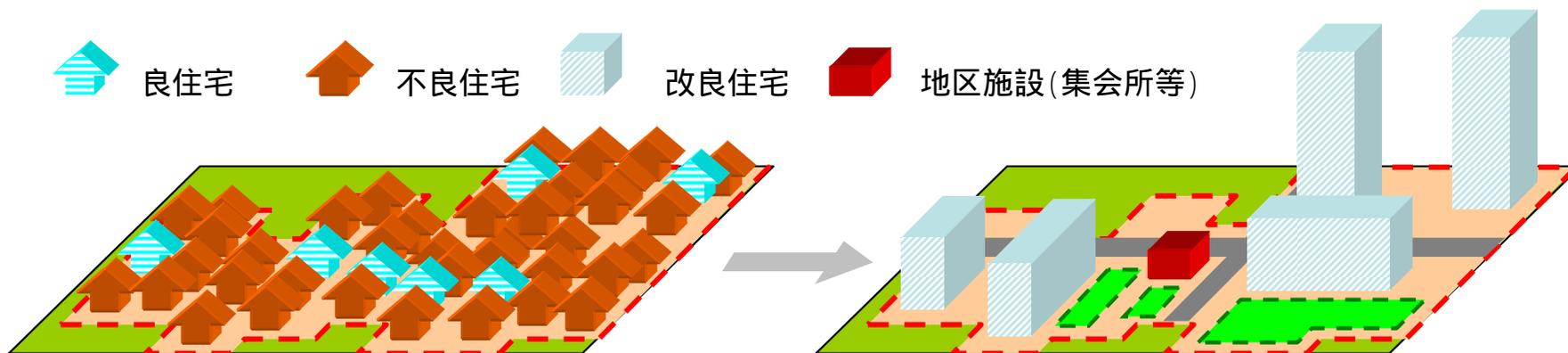
## 3. 地区指定の要件

- ・面積 0.15ha以上
- ・不良住宅戸数 50戸以上
- ・不良住宅率 80%以上
- ・住宅戸数密度 80戸/ha以上

## 4. 補助対象

(補助率)

- ・不良住宅の買収・除却 (1/2)
- ・改良住宅整備・用地取得 (2/3)
- ・公共施設・地区施設整備 (2/3)
- ・津波避難施設等整備 (2/3)



住宅地区改良事業実施事例

